（市町村の区域内における世帯主の住所変更の届出）

第十条　世帯主は、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者記号・番号

（世帯主の変更の届出）

第十条の二　世帯主に変更があつたときは、変更後の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者記号・番号

四　（略）

２　（略）

（同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者に関する届出）

第十一条　被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更し、市町村の区域内に住所を有しなくなつたときは、当該被保険者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出するとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

一～三　（略）

四　被保険者記号・番号

（都道府県の区域内に住所を有しなくなつた者に係る資格喪失の届出）

第十二条　都道府県の区域内に住所を有しなくなつたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有していた市町村に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　被保険者記号・番号

（令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請）

第二十四条の三　令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者記号・番号

（法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める方法）

第二十四条の四　法第三十六条第三項の厚生労働省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（被保険者が法第四十二条第一項第三号又は第四号の規定の適用を受ける場合（当該適用を受けることについて、保険医療機関等（保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者において、電子的確認（市町村又は組合に対し、被保険者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、市町村又は組合から回答を受けた当該情報により確認することをいう。以下同じ。）を受けることができる場合を除く。）にあつては、当該各号に定めるもの及び高齢受給者証）を提出する方法とする。

一　保険医療機関から療養を受けようとする場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合　被保険者証

二　保険薬局から療養を受けようとする場合　被保険者証又は処方せん

（市町村の区域内における世帯主の住所変更の届出）

第十条　世帯主は、市町村の区域内においてその住所を変更したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者証の記号番号

（世帯主の変更の届出）

第十条の二　世帯主に変更があつたときは、変更後の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有する市町村に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者証の記号番号

四　（略）

２　（略）

（同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更した者に関する届出）

第十一条　被保険者が、同一の都道府県内の他の市町村の区域内に住所を変更し、市町村の区域内に住所を有しなくなつたときは、当該被保険者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該市町村に提出するとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければならない。

一～三　（略）

四　被保険者証の記号番号

（都道府県の区域内に住所を有しなくなつた者に係る資格喪失の届出）

第十二条　都道府県の区域内に住所を有しなくなつたため、被保険者の資格を喪失した者があるときは、その者の属していた世帯の世帯主は、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を、当該世帯主が住所を有していた市町村に提出しなければならない。

一～三　（略）

四　被保険者証の記号番号

（令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用の申請）

第二十四条の三　令第二十七条の二第三項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　被保険者証の記号番号

（新設）